

船舶事故調査報告書

令和3年7月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月7日 11時35分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島西方沖 湯島灯台から真方位267° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯32° 36.2′ 東経130° 16.9′）
事故の概要	遊漁船汐音丸は、東北東進中、また、プレジャーボート第3三洲丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第3三洲丸は、船長及び同乗者が負傷し、船尾部外板等に破損を生じ、また、汐音丸は、船首部外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和2年11月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 汐音丸、4.4トン KM3-54155（漁船登録番号）、個人所有 11.11m（Lr）×2.92m×0.83m、FRP ディーゼル機関、228.00kW、平成6年1月10日 第270-47741号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第3三洲丸、5トン未満 293-31553熊本、三洲建設株式会社 10.25m（Lr）×2.81m×0.86m、FRP ディーゼル機関、242.70kW、平成9年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 60歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年8月10日 免許証交付日 令和元年9月3日 （令和7年8月9日まで有効） B 船長B 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年1月15日 免許証交付日 令和2年10月27日 （令和8年1月14日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 3人（船長、同乗者2人）
損傷	A 船首部外板に擦過傷、左舷側ハンドレールに曲損 B 船尾部外板に割損、オーニング及びスパンカーに折損、航海計器に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、令和2年11月7日05時30分ごろ熊本県宇城市三角港際崎地区（三角東港）を出航し、長崎県南島原市権田鼻南西方沖で遊漁を行った後、11時00分ごろ帰航を開始した。</p> <p>船長Aは、0.75Mレンジに設定したレーダー、0.2M及び3Mレンジに設定したGPSプロッタ2台を作動させ、操舵室の左舷側に立ち、リモコンによる手動操舵で操船に当たり、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）でA船を南東進させた。</p> <p>船長Aは、瀬詰埼灯台南方沖で左転したあと、操舵室へ移動し、湯島北方に向けて約15knに増速したところ、船首が浮上して死角が生じたのでレーダーを見ながらA船を東北東進させた。</p> <p>船長Aは、南島原市口之津港南方沖においてレーダーで船首方に他船らしい映像を認めたので、船首を左右に振って前方を確認した際、航行の支障となる他船が見当たらず、前路に他船はいないと思った。</p> <p>船長Aは、レーダーを見ながら操船していたものの、約3M前路にいるB船に気付かず、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、11時35分ごろ異変を感じてB船の右舷船尾部に衝突して乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長Aは、主機を後進とし、A船をB船から引き離し、海に飛び込んでいた船長B及びB船の同乗者2人を救助した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>A船は、自力航行で、三角東港に戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人である同乗者2人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」という。）を乗せ、釣りの目的で、10時10分ごろ宇城市波多の棧橋を出航後、10時40分ごろ、湯島西方沖で船首を南東方に向けて主機を中立運転とし、漂泊した。</p> <p>同乗者B₁は、右舷船首部で釣りをしていたところ、B船の右舷船尾方からA船が接近してくるのに気付き、声をあげた。</p> <p>船長Bは、左舷船首部で釣りをしていたところ、同乗者B₁の声を聞き、右舷側を見てA船がB船の約70mまで接近しているのを認め、衝突を回避することはできないと思い、A船が衝突する直前に、同乗者B₁及び同乗者B₂と共に左舷船首部から海へ飛び込んだ。</p> <p>船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、両船の衝突により破損して飛び散ったA船の部材等が当たり、負傷した。</p>

	<p>船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、A船に救助された後、三角東港に到着し、同乗者2人が救急車で病院に搬送されて、同乗者B₁が頸椎捻挫、前胸部打撲等、同乗者B₂が頭部打撲等と診断され、船長Bが後日、不調を感じて病院に行き、頸椎捻挫と診断された。</p> <p>B船は、巡視艇によってえい航され、宇城市戸馳にある所属のマリーナの船舶に引き継がれて同マリーナに到着した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船(船首側より)、写真3 B船(船尾側より) 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、約12kn以上の速力で航行すると船首が浮上して、船首方に死角が生じ、約15knの速力で航行して操舵室で立った状態で、見張りを行うと、正船首方向から両舷約10°までの範囲に死角を生じていた。</p> <p>船長Bは、左舷船首部で見張りをしながら釣りを行っていたものの、操舵室により右舷船尾部が死角となっていたので、右舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思っていた。</p> <p>船長B並びに同乗者B₁及び同乗者B₂は、本事故当時、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、湯島西方沖を東北東進中、船首浮上により船首方に死角が生じている状況下、船長Aが船首を左右に振って船首方を確認した際、他船を認めず、表示範囲が狭い設定のレーダーで他船の映像を認めず、前路に他船がないと思い、同じ針路で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、湯島西方沖で漂泊中、船長Bが、航行する他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、左舷船首部で釣りを続けていたことから、操舵室により死角となっていた右舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、湯島西方沖において、A船が東北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首浮上により船首方に死角が生じている状況下、船首を左右に振って、船首方を確認した際、他船を認めず、表示範囲が狭い設定のレーダーで他船の映像を認めず、前路に他船がないと思い、同じ針路で航行を続け、また、船長Bが、航行する他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りを続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船首方に死角が生じている場合、船首を左右に振ったり、立ち位置を変えたり、レーダーのレンジを変更して、適切に利用したりするなど、常時、死角を補う見張りを適切に行いながら航行すること。・ 漂泊中、航行中の他船が避けてくれると思わず、常時、全周囲の適切な見張りを行い、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を講じること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

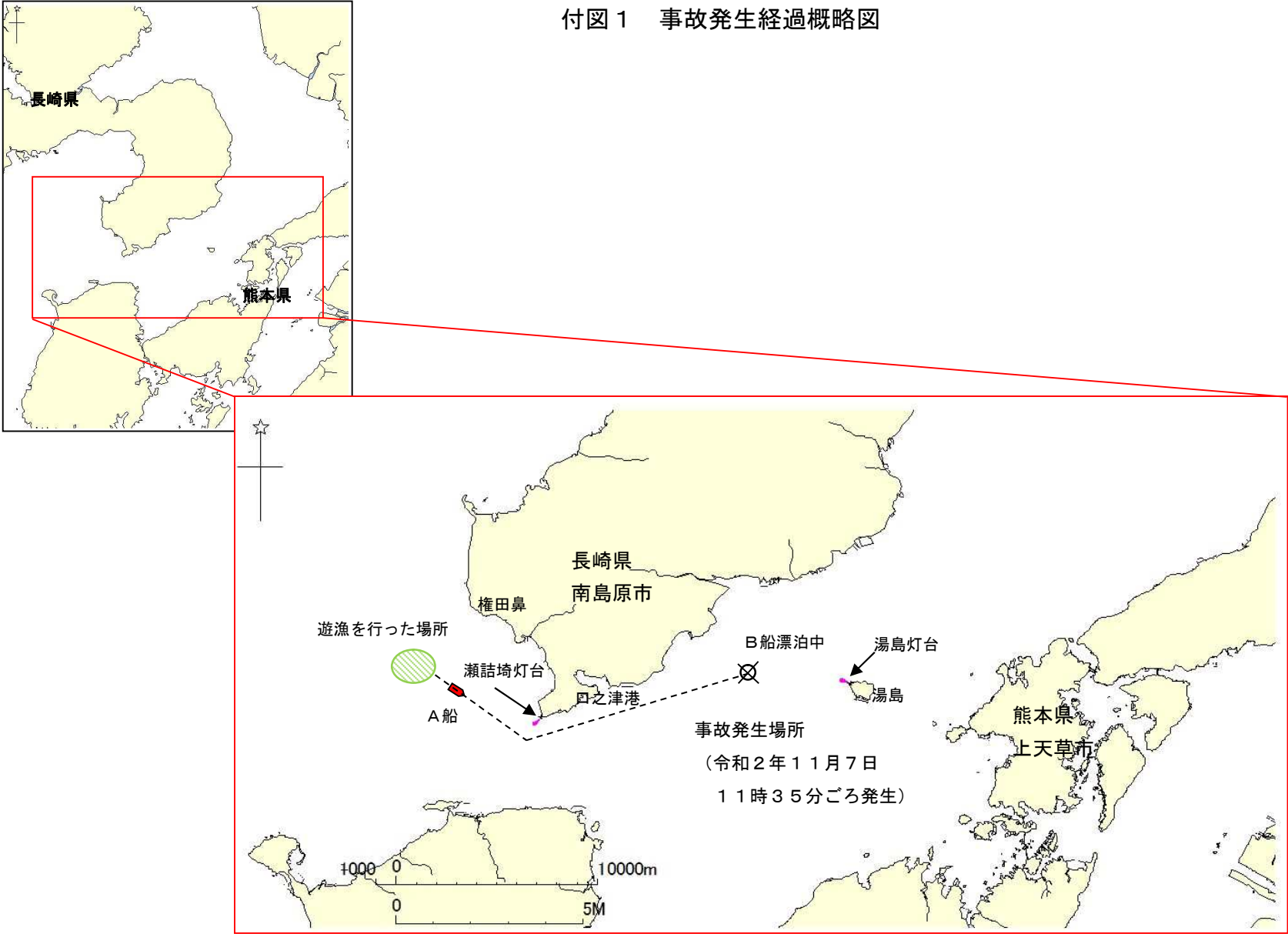


写真1 A船



写真2 B船（船首側より）



写真3 B船（船尾側より）

